

令和6年度 新規事業採択時評価予定事業一覧

項番	種別	事業名称	事業主体 (県・市町村)	事業箇所	適用	備考	担当課
1		該当なし					
2							
3							

令和6年度 再評価予定事業一覧

項番	種別	事業名称	事業主体 (県・市町村)	事業箇所	適用	備考	担当課
第1回 審議	1	社会資本整備総合 交付金事業	県	(都)西九条佐保線	⑤		道路建設課
	2	社会資本整備総合 交付金事業	県	(都)大安寺柏木線	⑤		道路建設課
	3	踏切道改良計画事業	県	JR関西本線高架	⑤		道路建設課
	4	県営林道開設事業	県	殿野坪内線	④		県産材利用推進課
	5	県営林道開設事業	県	川股天辻線	④		県産材利用推進課
第2回 審議	6	防災・安全交付金	県	(主)桜井明日香吉野線 吉野山工区	⑤		道路建設課
河川整備 委員会で 実施	7	社会資本整備総合 交付金事業	県	大和川(初瀬川)	④	河川整備委員会で実施	河川課
	8	社会資本整備総合 交付金事業	県	布留川北流	④	河川整備委員会で実施	河川課
	9	社会資本整備総合 交付金事業	県	布留川南流	④	河川整備委員会で実施	河川課
	10	社会資本整備総合 交付金事業	県	寺川	④	河川整備委員会で実施	河川課
	11	社会資本整備総合 交付金事業	県	飛鳥川	④	河川整備委員会で実施	河川課
	12	社会資本整備総合 交付金事業	県	米川	④	河川整備委員会で実施	河川課
	13	社会資本整備総合 交付金事業	県	新川	④	河川整備委員会で実施	河川課

【再評価の対象とする事業の範囲】

奈良県が実施する県土マネジメント部所管に係る公共事業のうち、

- ・国土交通省所管の国庫補助事業(個別補助)
- ・それ以外の事業のうち総事業費10億円以上の事業

ただし、維持管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く。

【再評価の該当要件】

- ①事業採択後5年間を経過した時点で、未着工の事業
- ②事業採択後5年間を経過した時点で、継続中の事業
- ③事業採択前の準備・計画段階(ダム事業の実施計画、道路・街路事業の着工準備費等)で、5年間が経過している事業
- ④再評価実施後一定期間が経過している事業(いわゆる再々評価)
- ⑤その他、社会経済情勢の急激な変化等により再評価実施が必要な事業

令和6年度 事後評価予定事業一覧(案)

項番	種別	事業名称	事業主体 (県・市町村)	事業箇所	適用	備考	担当課
		該当なし					

【事後評価の対象とする事業の範囲】

奈良県が実施する県土マネジメント部所管に係る公共事業のうち維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く補助事業等(国庫からの補助(間接補助を含む)、出資又は貸付に係る事業をいう)とする。

【事後評価の該当要件】

県が事業主体として実施した事業のうち、維持管理及び災害復旧に係る事業を除く、事業完了後一定期間(おおむね5年)を経過した事業から、事業主体が事業規模及び事業特性等を考慮して選定する。